

胆管がん問題を踏まえた化学物質管理のあり方に関する専門家検討会
開催要綱

1 趣旨・目的

昨年以降、印刷事業場において洗浄作業等に従事する労働者の胆管がん発症が相次いで明らかとなったことから、1,2-ジクロロプロパンについては、リスク評価結果に基づき法令改正を行うこととされた。

しかし、当該物質のほかにも労働安全衛生法に基づく特別規則の対象でない化学物質に起因する健康障害等が発生し、管理の必要性が認識されていないことも懸念されることから、特別規則の対象でない化学物質を含む化学物質管理のあり方について、労働政策審議会安全衛生分科会において審議が行われ、その結果、その検討の必要性について了承されるとともに、具体的対策については学識経験者等の専門家による検討を行うこととされた。

このため、厚生労働省労働基準局長の下に有識者の参集を求め、特別規則の対象でない化学物質を含む化学物質管理のあり方に関して検討を行う。

2 事項

次に掲げる事項について、検討を行う。

- (1) 特別規則の対象でない化学物質を含む化学物質管理の原則について
- (2) 危険有害性及びばく露の実態に応じた化学物質管理のあり方について
- (3) 表示・SDS交付等の危険有害性情報伝達の促進等について
- (4) その他

3 構成等

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局長が、別紙の参集者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会に座長を置き、座長は議事を整理する。座長は、厚生労働省労働基準局長が、名簿に記載されている者のうちから指名する。
- (3) 参集者に事故あるときは、代理の者に出席をさせることができる。
- (4) 座長に事故あるときは、座長代理を置き、座長代理は議事を整理する。
- (5) 本検討会は、必要に応じ、参集者以外の者に出席を求めることができる。
- (6) 本検討会において、事務局の推薦に基づき別紙の参集者以外の者を新たに参集者として指名することができる。その場合、座長の承認を要する。
- (7) 本検討会の参集者等は、本検討会において知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとし、検討会終了後も同様とする。

4 その他

本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課において行う。

別紙

参集者

	芦辺 義明	株式会社ヒキフネ取締役工場長
	石川 徹	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟常任執行委員
	大谷 成輝	一般社団法人日本化学工業協会労働安全衛生部会長
	城内 博	日本大学大学院理工学研究科教授
	平川 純二	日本化学エネルギー産業労働組合連合会副会長
◎	三柴 丈典	近畿大学法学部教授
	宮川 宗之	独立行政法人労働安全衛生総合研究所健康障害予防研究グループ部長
	山口 忍	DIC 株式会社レスポンシブルケア部法規制担当課長

◎座長

(敬称略)